公告 第 25 号
令和8年5月20日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長　園田　直樹

（印：分任契約担当官陸上自衛隊九州補給処調達会計部長之印）

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6SNE1SA00320	6SPT1A10001 0001		

品名　または　件名
屋外貯蔵１号タンク開放点検役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
鳥栖燃料支処	鳥栖分屯地
搬入場所	納期または工期
鳥栖分屯地	令和8年9月11日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊目達原駐屯地　九州補給処　調達会計部契約課

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年6月11日（木）14時00分　九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（1）入札参加資格者
ア　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和７・８・９年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
カ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
キ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

（2）入札の方法
ア　同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和８年６月１８日（木）１４時００分に再度入札を実施する。
イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）違約金

ア　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５以上を違約金として徴収する。

イ　契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

（4）入札の無効

ア　入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札

イ　入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札

ウ　入札執行時刻に遅延した入札

エ　その他入札に関する条件に違反した入札

（5）契約書等作成の要否

ア　契約金額が１００万円以上は請書、２５０万円を超える場合は契約書を作成する。

イ　適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

（6）その他

ア　公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第９章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。

イ　入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。

ウ　郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和８年６月１０日（水）１７時００分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に

「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。

エ　その他入札及び契約心得を厳守すること。

掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ

オ　「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。

カ　第７項第１号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照

キ　入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ７．０インチ以上）の持込は禁止

ク　最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

ケ　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

コ　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

（7）公告掲示場所

ア　目達原駐屯地調達会計部

イ　陸上自衛隊九州補給処ホームページ　https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm

（8）問い合わせ先

ア　住所等

〒８４２－００３２

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野７－１

ＴＥＬ　０９５２－５２－２１６１　　ＦＡＸ　０９５２－５２－３７４８

イ　入札に関すること

九州補給処調達会計部契約課 第２契約班　　担当　宮崎　（内線２３１８）

表紙共９枚

屋外貯蔵１号タンク開放点検役務

件　名	屋外貯蔵１号タンク開放点検役務			図面番号	1／9
図　名	表紙			縮　尺	―
支処長	総務科長	補給科長	営繕班長	設　計	
髙橋	池田	富田	島村	村田	
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班				作成年月日	R8. 4. 1

仕　様　書

1　件　　名：屋外貯蔵１号タンク開放点検役務

2　場　　所：佐賀県鳥栖市村田町1089-1　陸上自衛隊鳥栖分屯地

3　概　　要：屋外貯蔵1号タンク開放点検（清掃・点検）整備

（１）屋外貯蔵１号タンク（覆土式、軽油、1,400KL）	１基
（２）タンク内の残油回収・移送	一式
（３）内部洗浄・清掃	一式
（４）内部開放点検	一式
（５）点検用内部塗装剥離	一式
（６）アトモスバルブ機能点検	一式
（７）産業廃棄物処理	一式
（８）報告書作成	一式

4　一般事項：

（１）この仕様書は鳥栖分屯地における「屋外貯蔵１号タンク開放点検役務」について適用する

（２）この役務は消防法第14条の3、その他関係法令に基づき実施する。

（３）この仕様書及び図面に疑義が生じた場合は監督官と協議を行い指示に従うこと。ただし契約金額及び工期の変更については行わない。

（４）施工に先立ち請負業者は工程表と共に関係書類を監督官に提出し、承認を得る。

（５）この役務において施設等に損害を与えた場合は請負業者にて復旧及び保障すること。

（６）この役務で使用する材料は仮設材料及び指定材料以外は全て新品とし、監督官の検査を受けて合格したものを使用する。

（７）この役務において現場代理人を指定し関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努める。また、役務場所は危険物施設につき危険表示や火災予防には特に注意する。

（８）役務場所及び指定された場所以外への無断立入は厳禁とする。

（９）役務写真は役務工程（着手前・着手中・完了）及び隠蔽となる箇所、使用材料等と監督官の指示するところを撮影し1部提出する。

(10) この役務によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏えいしてはならない。

(11) 金属類の発生材は発生材調書とともに監督官の指示する場所に集積して引き渡す。金属屑以外については廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき適正に処理しマニフェスト（Ｅ票の写し）を提出する。

(12) この役務の欠陥による不具合及び作業中の事故災害等は全て請負業者の負担とする。

(13) この役務に必要とする電気及び水等は全て請負業者が準備すること。尚、部隊の電気・水を使用する場合は使用料金を徴収する。

(14) この役務完了の際には役務場所の後片付け及び清掃を実施する。

5　特記事項：

（１）点検整備作業について

ア　各工程前には残留（滞留）ガス・酸素等を検知器にて測定し安全に留意し作業に入る。

イ　可燃性ガス・可燃性蒸気の滞留することが予想されるため、上部及び下部マンホールを開放し作業場所は常に強制換気を行い、可燃性ガス・可燃性蒸気の滞留することの無いよう細心の注意を払う。

ウ　作業場所には消火器を常備する。また、照明設備や使用工具についても防爆性能を有するものを使用する。

エ　当該タンクと燃料配管（給油管・送油管）はブラインドフランジで縁を切る。

（２）タンク内の廃油（スラッジ）処置

ア　タンク開放前にドレンノズルよりタンク内の油（軽油）を回収する作業を実施する。尚、このタンクのデッドスペース量はタンク設計資料より約６０KLとなっている。

イ　油回収作業でタンク内から回収した油（軽油）は部隊に引き渡す。

ウ　回収出来ずにタンク内に残った油（約１～３KL程度）は廃油として適正に処分する。

エ　下部マンホールからタンク内部を水で全面的に洗浄を行い内部の安全を確認した後に側板及び支柱・底板内梯子のスラッジ等を高圧洗浄機により洗浄し排水はその都度行う。

オ　排水完了後はウエス拭きを行い、洗浄・清掃に使用したものや発生した資材・材料・スラッジ等については産業廃棄物処理など適正に管理・処分する。

（３）点検用内部塗装剥離（検査前ブラスト）

ア　磁粉探傷検査等の検査測定に必要な箇所（溶接線等）は塗装の剥離（サンドブラスト）を行い、剥離完了後は残砂を回収し清掃を行う。

イ　剥離（サンドブラスト）に使用した残砂や清掃に使用したウエス等の産業廃棄物処理は適正に管理、処分する。

剥離幅	剥離面積	剥離（ケレン）規格
溶接線 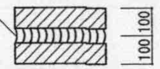	（検査溶接線長さ）（剥離幅） 458.07m × 0.2m ＝ 約91㎡	ＩＯＳ－Sa2 1/2

（４）内部開放点検

ア　外観目視検査

底板及び側板最下段全面の溶接線、脚長、孔食及び目視可能な範囲

イ　磁粉探傷検査（図面8/9参照）

・底板×アニュラ板、底板相互、アニュラ板相互の溶接線全線
・側板×アニュラ板、側板相互（底板より高さ300㎜まで）の溶接線全線
・底板×支柱、底板×当板の溶接線全線
・支柱×支柱補強板の溶接線全線
・側板×ノズル（給油管・送油管・ドレン管）の溶接線全線

※測定器具の形状により測定不可能な部分（場所）については浸透探傷検査を実施する。

ウ　肉厚測定（図面8/9参照）

・底板1mの間隔でとった格子の交点
・アニュラ板側板近傍部（側板から500㎜の範囲）100㎜×100㎜
・ドレン管近傍部（ドレン管を中心とし600㎜の範囲）100㎜×100㎜
・側板最下段（アニュラ板との溶接線より300㎜の範囲）100㎜×2m

エ　角度測定（図面9/9参照）

タンク内部を16等分しアニュラ板と側板の角度を測定

オ　形状測定（図面9/9参照）

タンク内部を8等分し底板の中心から1mピッチにて測定

カ　膜厚測定（図面8/9参照）

塗装の厚さを電磁膜厚計を用いて測定し、規定の厚さ以上であることを確認する。尚、測定点数は鋼板１枚につき３点（面積が１０㎡未満の鋼板の場合は１点）以上とする。

（５）アトモスバルブ機能点検

アトモスバルブ（3箇所）が正常に作動するか機能点検を実施する。また、点検のため取り外したボルト・ナット・パッキン等は新品に交換する。

> 設定圧力±245Pa、基準圧力±353Paとしたときのフレームアレスター併用時における通気量は圧縮側400m3/hr以上、真空側300m3/hr以上

（６）内部開放点検報告書作成

ア　開放点検に係る報告書を作成して2部提出する。

イ　開放点検により診断結果が不合格の場合は速やかに監督官に報告し、報告書と共に補修見積りを作成し提出する。

件　名	屋外貯蔵１号タンク開放点検役務	図面番号	2／9
図　名	仕様書・特記仕様書	縮　尺	―
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1

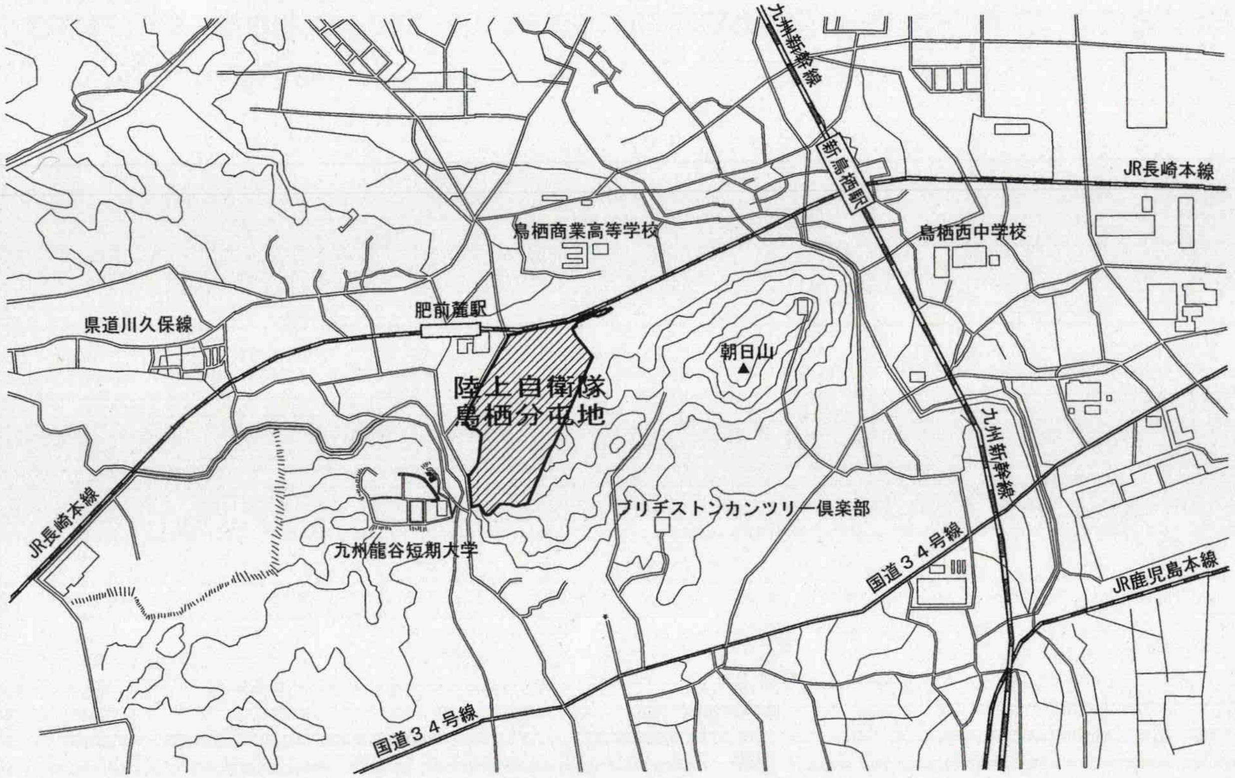

鳥栖分屯地案内図　1/X

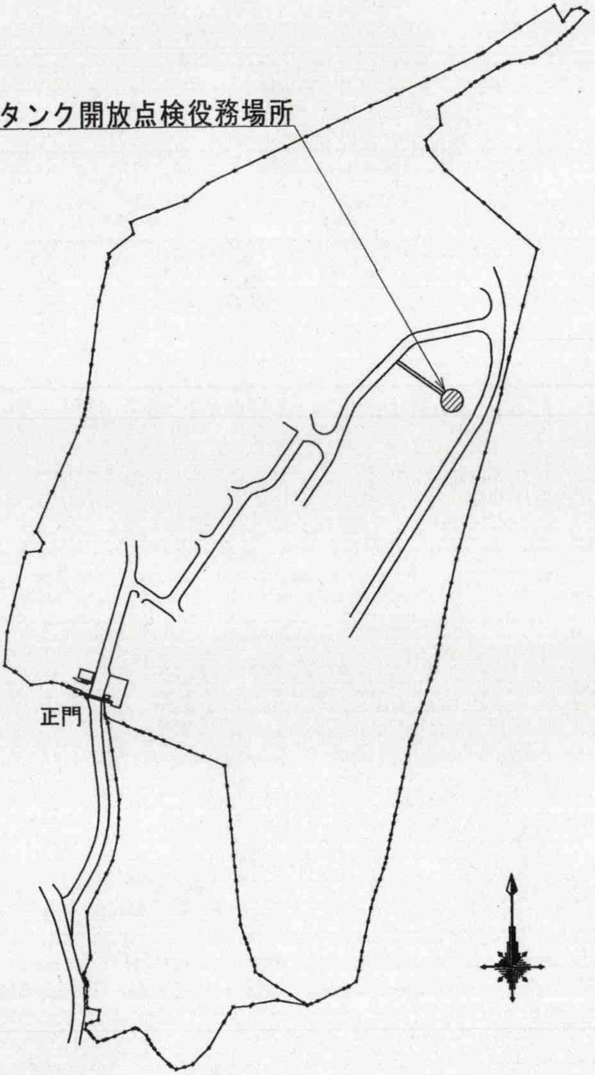

鳥栖分屯地配置図　1/5000

件　名	屋外貯蔵１号タンク開放点検役務	図面番号	3／9
図　名	案内・配置図	縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1

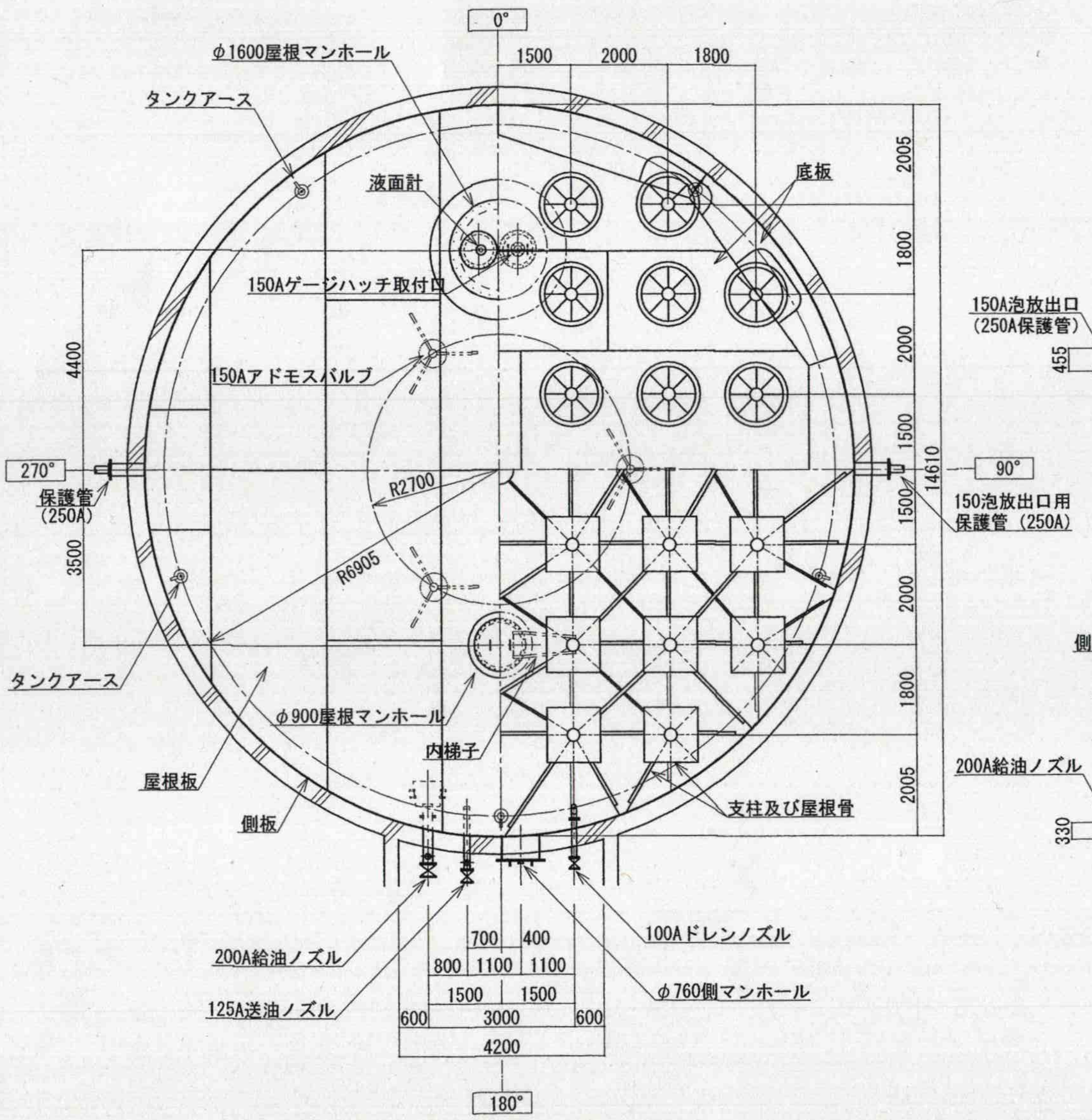

1号タンク（1400KL）平面図　S=1:200

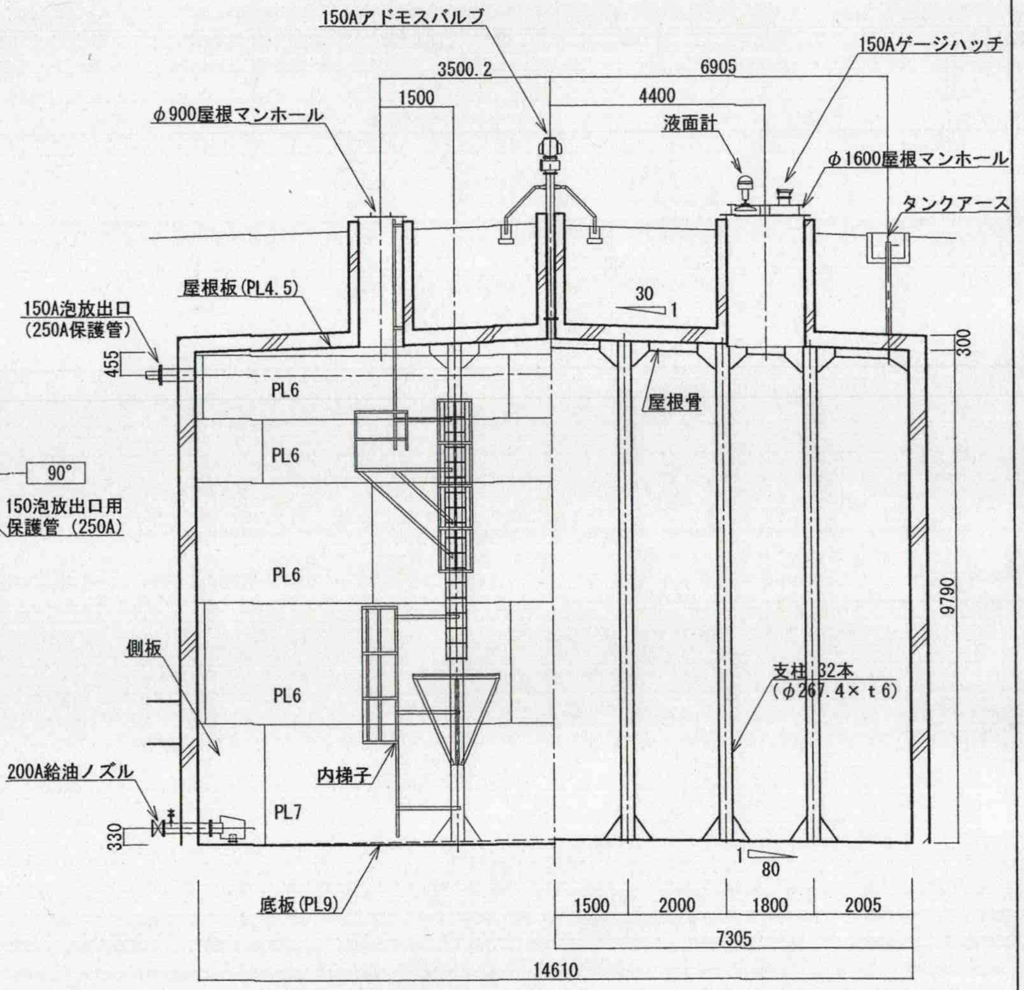

1号タンク（1400KL）断面図　S=1:200

件　名	屋外貯蔵1号タンク開放点検役務		図面番号	4／9
図　名	平面図・断面図		縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班			作成年月日	R8.4.1

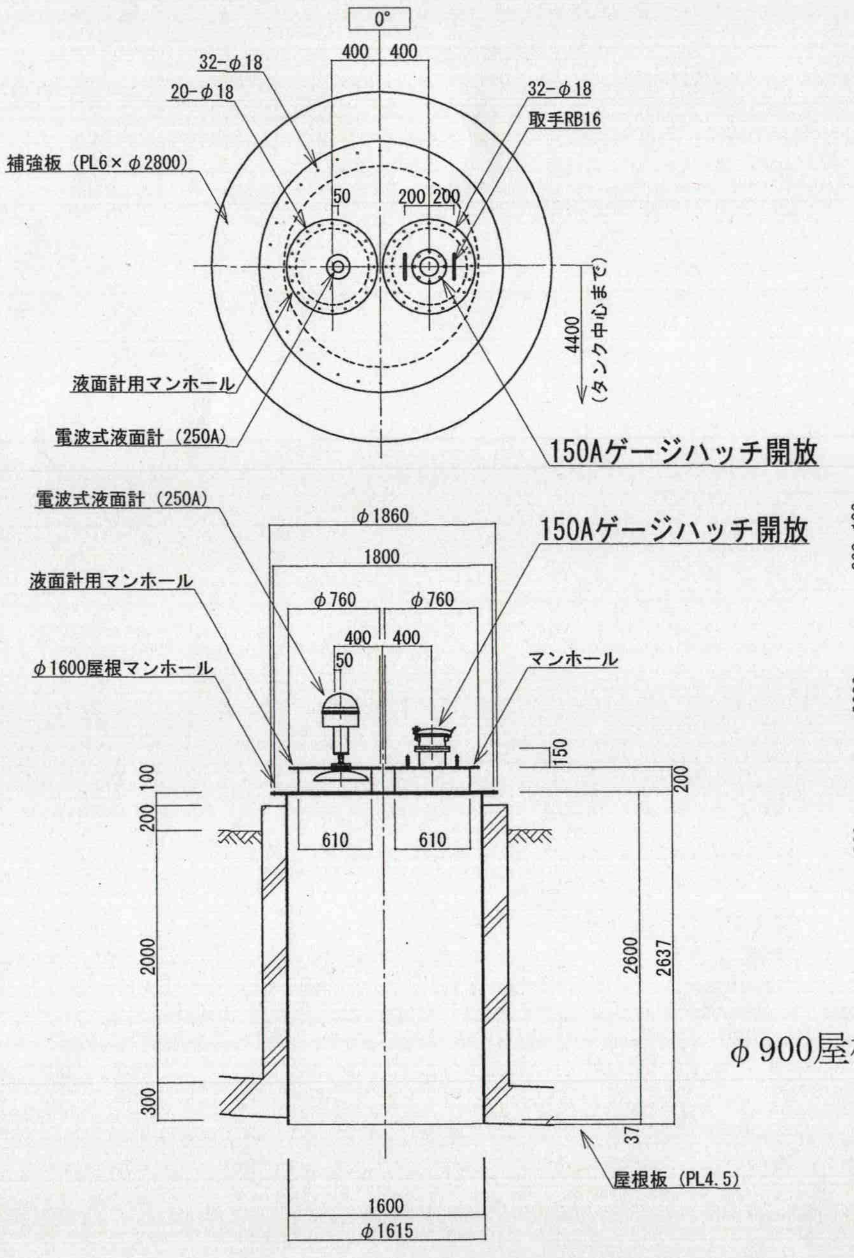

φ1600屋根マンホール詳細図　S=1:60

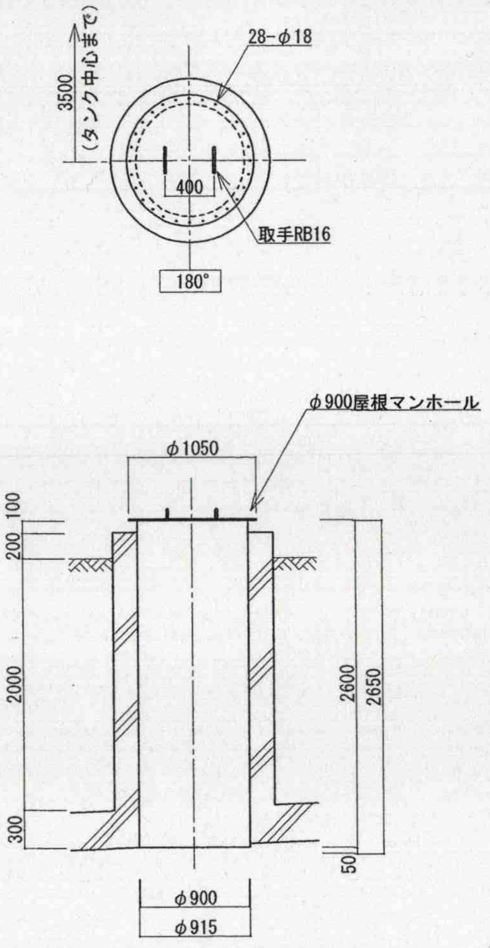

φ900屋根マンホール詳細図　S=1:60

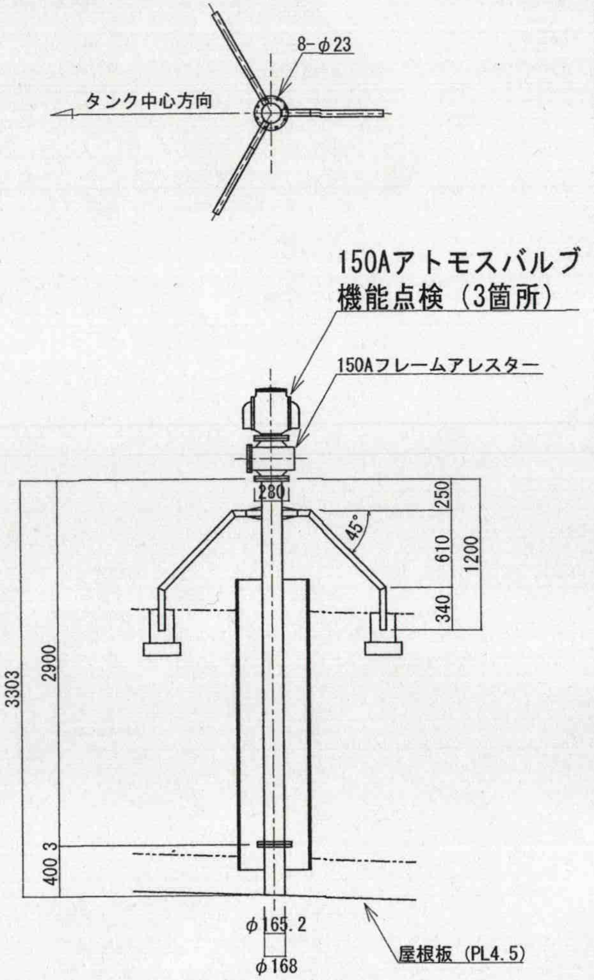

150Aアトモスバルブ詳細図　S=1:60

アトモスバルブ機能点検交換部品一覧	
パッキン耐油性（ノンアスベスト）t3 150A JIS10K FF用	1枚
六角ボルト、ナット（SUS）M16×75L	12組
アースボンドI.V38×150 M16端子付	2個

件　名	屋外貯蔵1号タンク開放点検役務	図面番号	5／9
図　名	図示	縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1

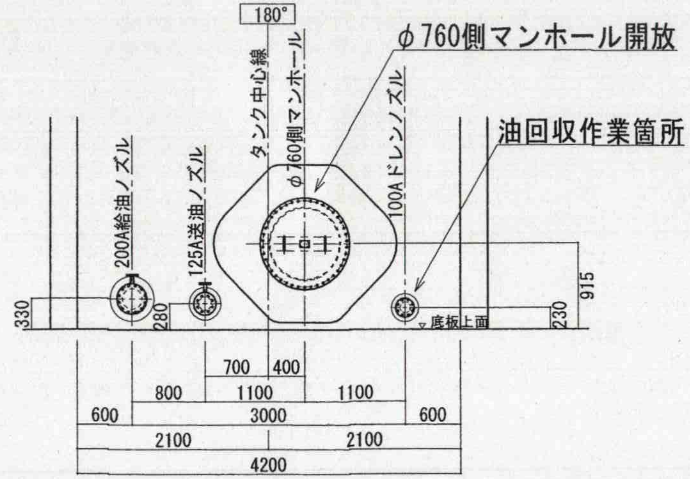

隧道部側マンホール及び各ノズル位置図　S=1:80

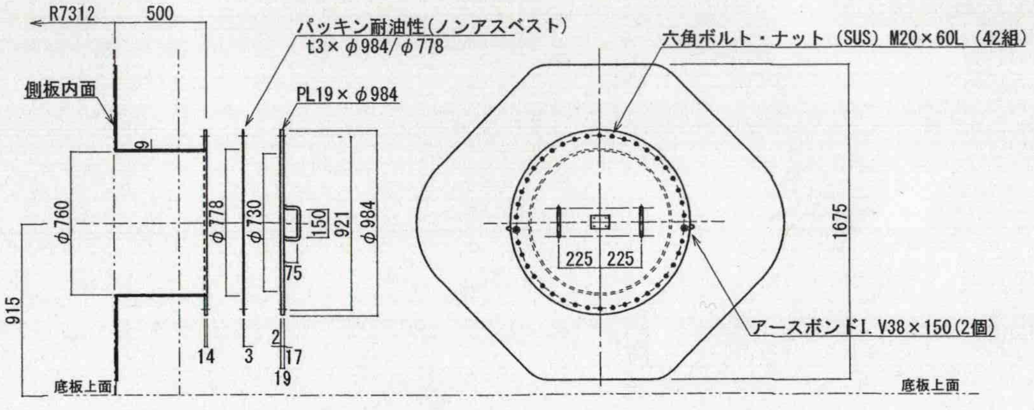

φ760側マンホール詳細図　S=1:40

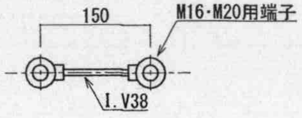

アースボンド図　S=1:10

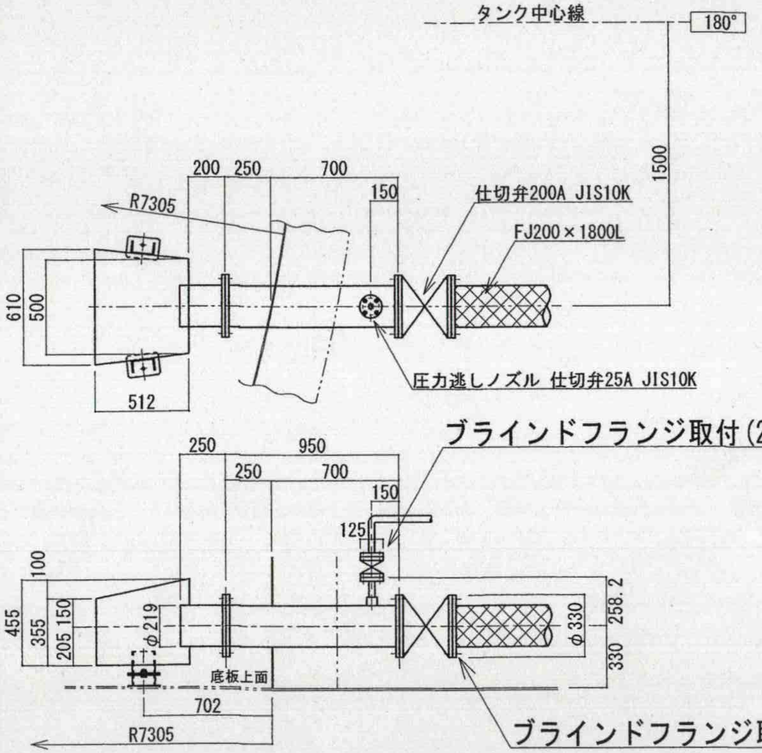

200A給油ノズル詳細図　S=1:40

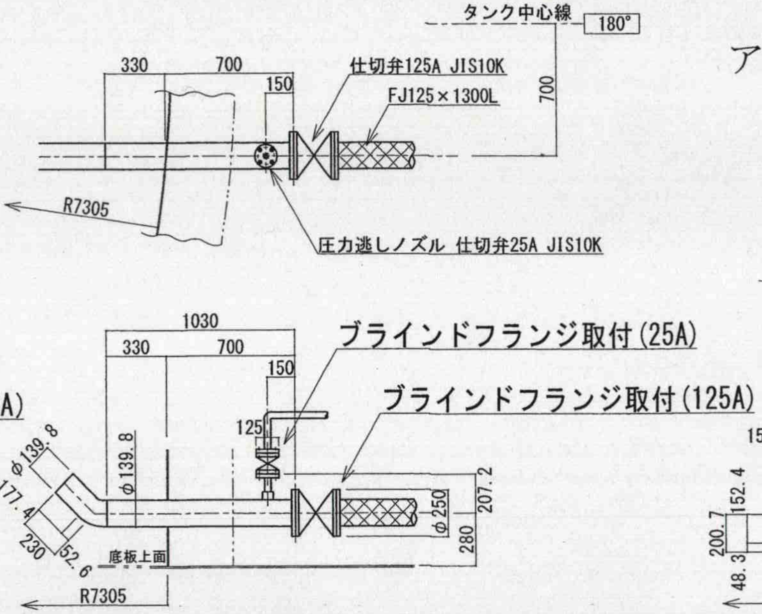

125A送油ノズル詳細図　S=1:40

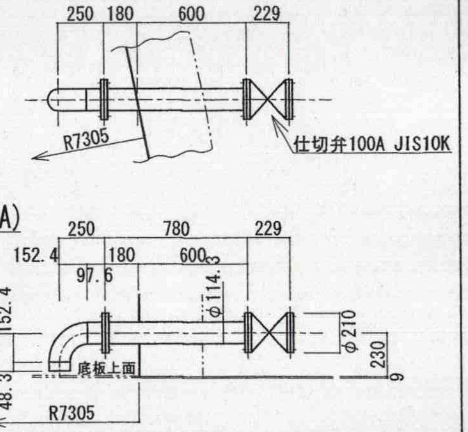

100Aドレンノズル詳細図　S=1:40

件　名	屋外貯蔵1号タンク開放点検役務		図面番号	6／9
図　名	図示		縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班			作成年月日	R8.4.1

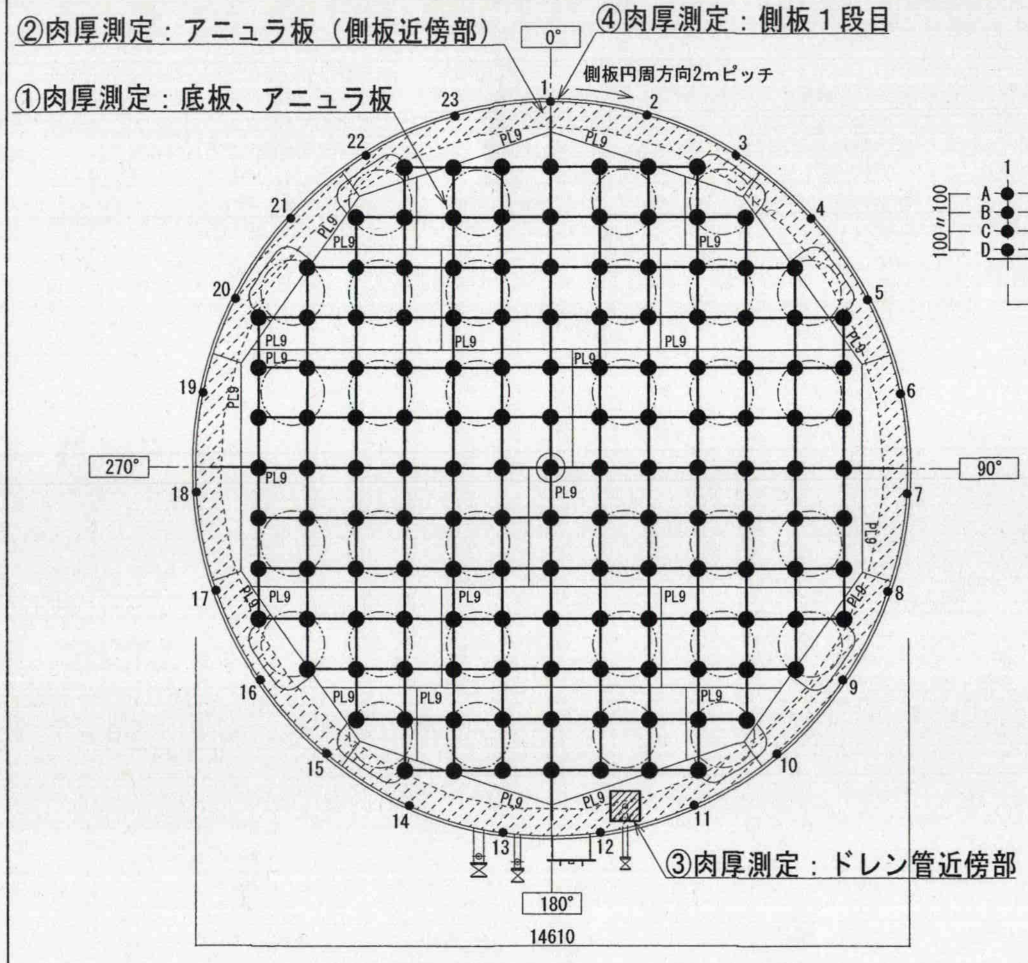

肉厚測定平面図　S=1:150

【④肉厚測定：側板１段目】
側板（溶接線止端部）より300mmの範囲を100mm間隔、
側板円周方向2mピッチで測定
●：測定箇所92点（23列×4箇所）
設計板厚：7mm

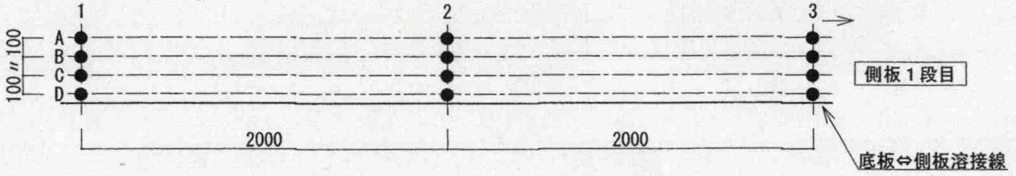

肉厚測定：側板１段目詳細図　S=1:40

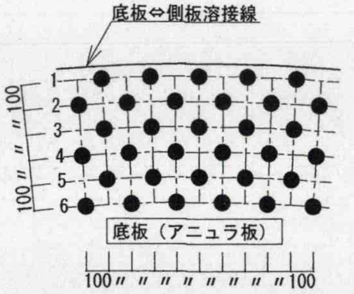

②肉厚測定：アニュラ板（側板近傍部）
側板（溶接線止端部）より500mmの範囲を
100mm間隔、千鳥で測定
●：測定箇所1380点（230列×6箇所）
設計板厚：9mm

肉厚測定：アニュラ板（側板近傍部）詳細図　S=1:40

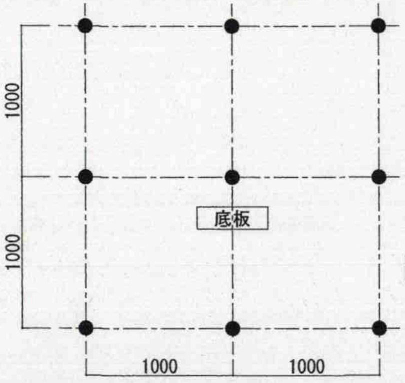

【①肉厚測定：底板、アニュラ板】
底板中心より1000mmの格子で測定
●：測定箇所145点
設計板厚：9mm

肉厚測定：底板、アニュラ板詳細図平面図　S=1:50

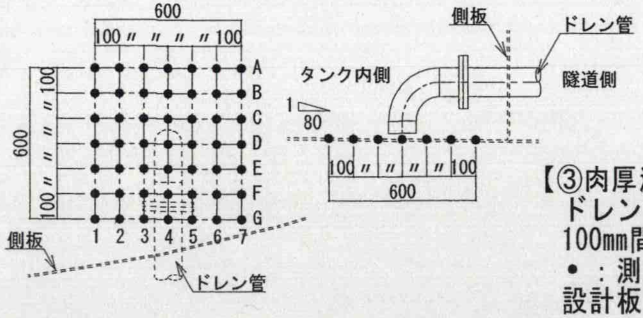

【③肉厚測定：ドレン管近傍部】
ドレン管を中心とし600mmの範囲を
100mm間隔格子で測定
●：測定箇所49点（7×7箇所）
設計板厚：9mm

肉厚測定：ドレン管近傍部詳細図　S=1:30

件　名	屋外貯蔵１号タンク開放点検役務	図面番号	7/9
図　名	肉厚測定平面図	縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1

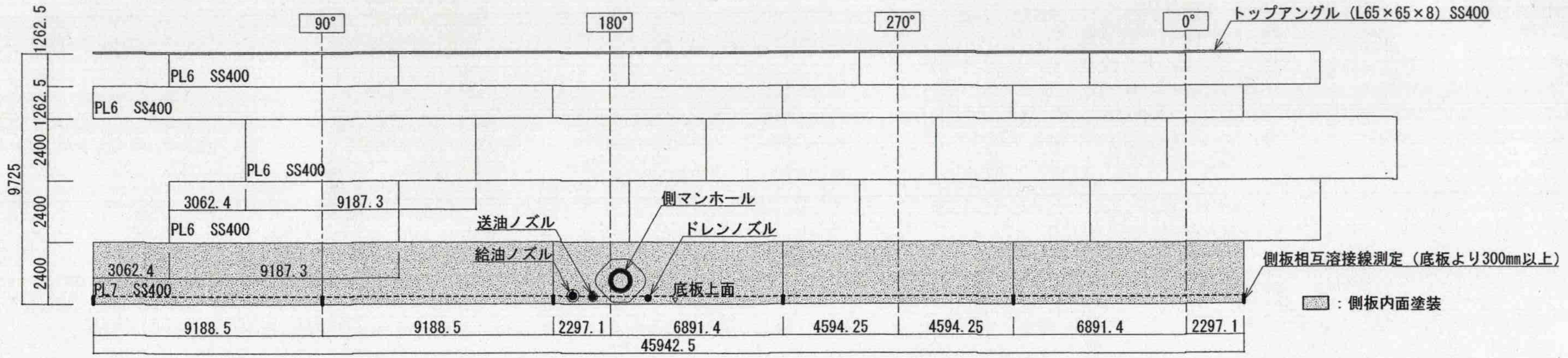

側板配列図　S=1:250

【磁粉探傷検査測定】
・側板相互溶接線（約1.5m）
・側板×ノズル（給油管、送油管、ドレン管）の溶接線全線（約1.47m）
・側板×側マンホールの溶接線全線（約2.48m）

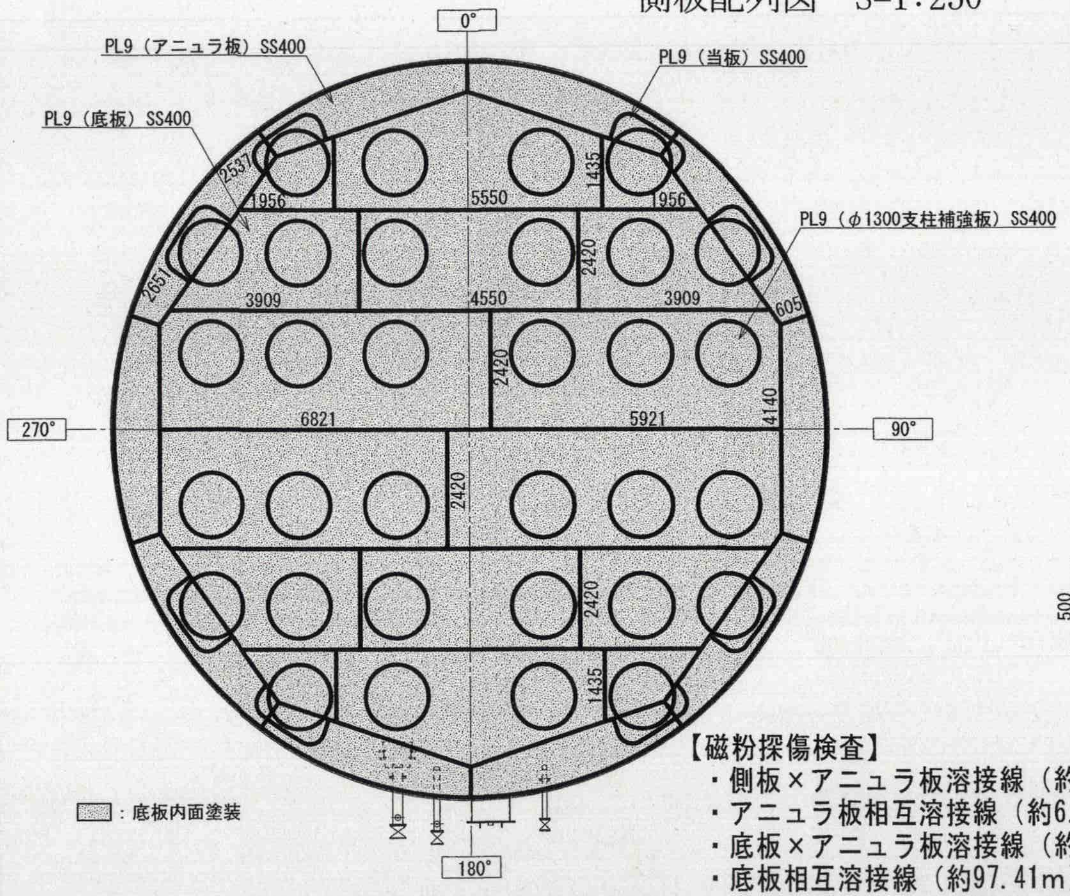

【磁粉探傷検査】
・側板×アニュラ板溶接線（約45.87m）
・アニュラ板相互溶接線（約6.05m）
・底板×アニュラ板溶接線（約41.4m）
・底板相互溶接線（約97.41m）
・アニュラ板×当板溶接線（約20.75m）

タンク底板詳細図　S=1:150

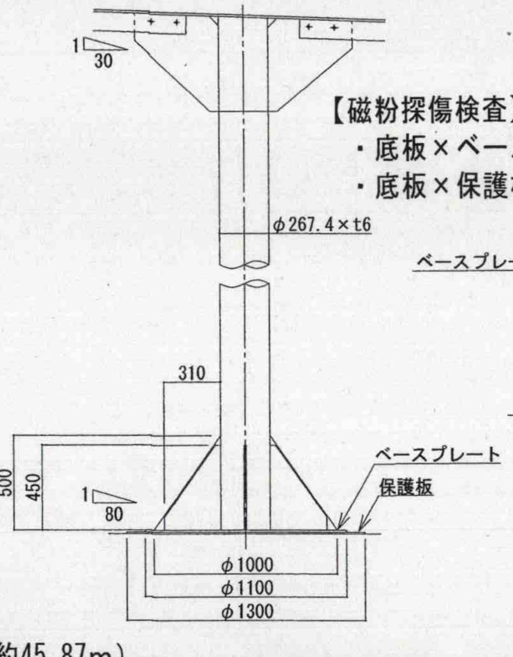

【磁粉探傷検査】
・底板×ベースプレート溶接線（約110.52m）
・底板×保護板溶接線（約130.62m）

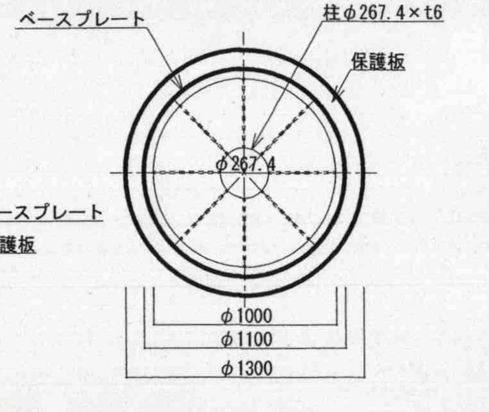

支柱詳細図　S=1:40

件　名	屋外貯蔵1号タンク開放点検役務	図面番号	8／9
図　名	磁粉探傷検査図	縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1

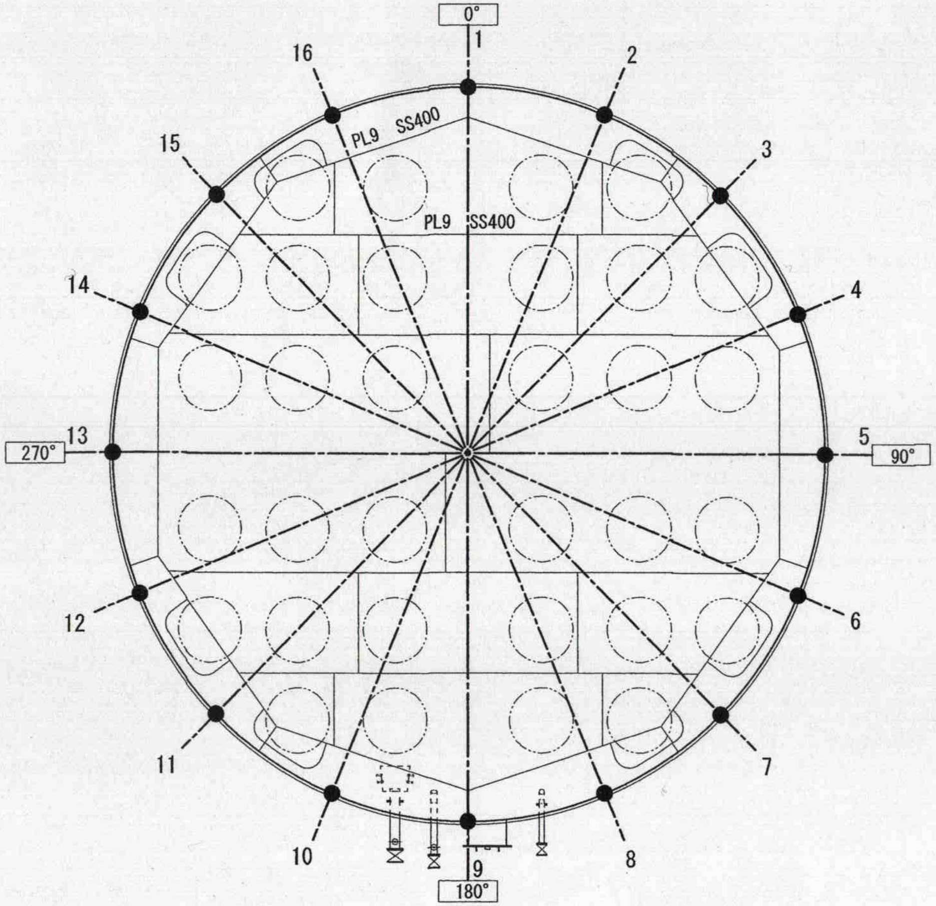

タンク角度測定平面図　S=1:150

【角度測定】
円周方向に16等分にした箇所
●：測定箇所16点

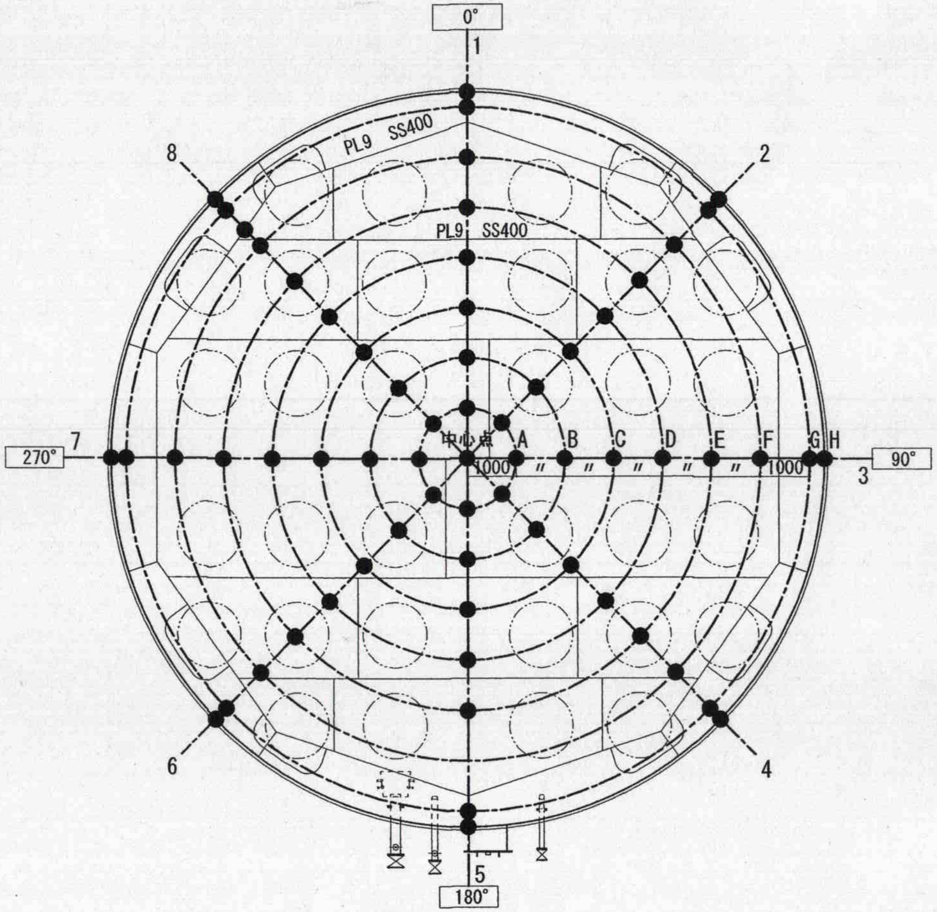

タンク形状測定平面図　S=1:150

【形状測定】
タンク中心を基準点とし円周方向に8等分×半径方向1m間隔
（測定箇所に支柱がある箇所は近傍部で測定）
●：測定箇所65点（中心点1点+(8等分×8点)

件　名	屋外貯蔵1号タンク開放点検役務	図面番号	9／9
図　名	角度測定・形状測定平面図	縮　尺	図示
陸上自衛隊　鳥栖燃料支処　総務科　営繕班		作成年月日	R8.4.1